

# 接待交際費のうち 接待飲食費の取り扱いが 4月1日より変わりました

中小企業の販路開拓・販売促進等に必要と考えられている交際費。最近の急激な物価高の影響も考慮されて、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下(現行:5,000円以下)に引き上げられました。

今回は、その接待飲食費について、今一度おさらいしましょう。

## 【接待飲食費の範囲】

- ① 得意先等を接待して飲食するための「飲食代」 該当
- ② テーブルチャージ料やサービス料等
- ③ 会場費
- ④ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際する弁当の差入れ代
- ⑤ 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている持ち帰りの「お土産代」

一方で、以下のような支出は接待飲食費には該当しません。

- ⑥ ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用 該当せず
- ⑦ 飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費
- ⑧ 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用

⑥と⑧は似ているようですが、他店で購入してきたものをお土産で渡す分は接待飲食費には当たらないということになります。

また、飲食費でも社外の人が参加していない、いわゆる「社内飲食費」はたとえ1人当たり10,000円以下であっても交際費から除外ことはできません(ただし、会議費や福利厚生費としてそもそも交際費等の範囲から除外されるものはこの話の対象外です)。

また、社外の人が1名でも参加している場合は接待飲食費に該当します(グループの社員であっても社外の人としてカウントされます)。

## 【書類の保存について】

交際費等から除外されるため、次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされています。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

飲食店が発行する領収書には上記の①と④の記載はありますが、②と③の記載は領収書にはありませんよね(⑤は税務調査時に論点になることが多いので割愛します)。つまり、この②と③を書き込むことで除外する(つまり、会議費とする)ことができるのです。

ちなみに、国税庁のQ&Aには例として

「○○会社・□□部、△△◇◇(氏名)部長他10名、卸売先」

と記載されています。

お酒が入っているとなかなかここまで書くのも大変ですね。書き込んでいない方も多いので気を付けましょう。

また、人数を水増ししたり、社外の人が参加していたなど虚偽の記録を残すと「仮装・隠蔽」行為として重加算税の対象となる可能性が高くなりますので、くれぐれもご注意を。

いかがでしたでしょうか? 改めて言われるとちょっと心配になってきたということであればセブンセンスの各担当者までお気軽にご連絡くださいね。

文●セブンセンス税理士法人 パートナー税理士 井本壮一郎

セブンセンスグループに

新たな仲間が加わりました!



2024年4月1日。

セブンセンスグループに6名の新卒社員を迎え、静岡オフィスにて入社式を執り行いました。

入社式後、ビジネスマナー研修やコンプライアンス研修、幹部社員との面談などグループ内の先輩社員が企画した新人研修を4日に渡って実施しました。研修等の様子は、後日セブンセンス公式noteで公開予定です! お楽しみに!

2024年度  
入社式!

公式  
note  
こちらから!



たた  
30

秒! 英語で「Topics」をYouTubeにて配信中!

Please check out our English YouTube page!

Seventh Sense Group Channel

YouTubeサイト内[Seventh Sense Group]で検索・登録!

<https://www.youtube.com/channel/UCiZOYTxji7HpALT0Lc101Q/>

ネイティブスピーカーのスタッフが、日本の税制やビジネス、そのほかさまざまなトピックスを、30秒間でコンパクトに英語で発信。情報収集や英語のヒアリングなどに、ぜひご活用ください!

